

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地			
仙台赤門医療専門学校		昭和54年3月26日		坂本 浩樹		〒 980-0845 (住所) 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉33番地の1 (電話) 022-222-8349			
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地			
学 校 法 人 赤門宏志学院		平成25年3月1日		坂本 正憲		〒 980-0845 (住所) 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉33番地の1 (電話) 022-222-8349			
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度		
医療	医療専門課程		柔道整復医療科		平成7年文部科学省 告示第7号	—	平成27年2月17日		
学科の目的		基礎医学を基本とした東洋医学の知識と技術を深く教授し、その知識と技術と知識の練達を計り、高い人格をともなった有為医療人を養成し、国民の健康福祉に貢献するとともに、東洋医学を普及して社会の進展に寄与することを使命とする。							
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		取得可能な資格:柔道整復師国家試験受験資格							
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技	
3 年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入		2,750 単位時間	1,155 単位時間	720 単位時間	180 単位時間	0 単位時間	695 単位時間
		— 単位		— 単位	— 単位	— 単位	— 単位	— 単位	
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)	中退率				
60 人	13 人	0 人		0 %	0 %				
就職等の状況	■卒業者数(C) : 6 人								
	■就職希望者数(D) : 6 人								
	■就職者数(E) : 6 人								
	■地元就職者数(F) 5 人								
	■就職率(E/D) 100 %								
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) 83 %								
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C) 100 %								
	■進学者数 0 人								
	■その他								
	(令和 6 年度卒業者に関する令和7年 5 月 1 日時点の情報)								
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無								
	※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: — 受審年月: — 評価結果を掲載したホームページURL: —								
当該学科のホームページURL	URL: http://www.akamon.ac.jp/								
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)								
	総授業時数					2,670 単位時間			
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数					120 単位時間			
	うち企業等と連携した演習の授業時数					150 単位時間			
	うち必修授業時数					2,750 単位時間			
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数					120 単位時間			
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数					150 単位時間			
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)					0 単位時間			
	(B: 単位数による算定)								
	総単位数					— 単位			
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数					— 単位				
うち企業等と連携した演習の単位数					— 単位				
うち必修単位数					— 単位				
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数					— 単位				
うち企業等と連携した必修の演習の単位数					— 単位				
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)					— 単位				
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)					6 人			
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)					7 人			
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)					0 人			
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)					0 人			
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)					1 人			
	計					14 人			
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数					13 人			

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

企業等と連携した教育課程編成委員会を組織し、定期的に会合を開き意見交換等を行い、より実践的でかつ専門的に社会で求められる医療人を育成することに教育目標をおき教育課程を編成する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

企業等と連携した教育課程編成委員会を組織し、定期的に会合を開き意見交換等を行い、より実践的でかつ専門的に社会で求められる医療人を育成することに教育目標をおき教育課程を編成する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
佐々木 弘毅	希望館佐々木接骨院デイスサービス・アミーゴ 公益社団法人 宮城県柔道整復師会会員	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日(2年)	③
宗形 明子	一般社団法人 日本東洋医学会会員	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日(2年)	②
小松 祐司	小松整骨院 公益社団法人 宮城県柔道整復師会会員	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日(2年)	③
今野 正弘	はりきゅう資生堂 今野接骨院 公益財団法人 宮城県鍼灸師会会員	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日(2年)	①
小林 厳	康安鍼灸接骨院 公益財団法人 宮城県鍼灸師会理事	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日(2年)	①
坂本 浩樹	仙台赤門医療専門学校 校 長	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日(2年)	—
高橋 武彦	仙台赤門医療専門学校 学生支援主任	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日(2年)	—
伊東 太郎	仙台赤門医療専門学校 総務主任	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回/年の開催1回目時期(9月～11月)2回目時期(1月～3月)で運営している。

(開催日時(実績))

第1回 令和6年11月26日 15:00 ～ 17:00

第2回 令和7年 1月21日 15:00 ～ 17:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

学力の二極化への対応についての意見について、授業の質の保持と学力低下へ対応との両立はカリキュラム編成では難しいため、課外授業(補習)を設けて学力低下が認められる学生に対応している。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

企業等からの教員は、関係法令の規定によりすべて教員は有資格者であること、また学校に来て実技・演習等を担当することになっている。学年開始前に研修会を実施し綿密に打合せを行い、実技・演習等の科目を担当する。最終的に第3学年に実施する実技認定試験(外部関係者による学習評価)に対応できるように 目標をおき、指導が行なわれる。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実技科目については、開業している教員資格者に講師を要請し、臨床現場での知識・技術を授業に反映させている。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
柔道整復臨床実技Ⅰ	1. 【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	柔道整復術における治療方法の基礎的な知識、実技を習得する。	原田接骨院 原田 淳
柔道整復応用実技Ⅰ	1. 【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	各骨折と軟部組織損傷に対する診察、鑑別診断、整復法、固定法を習得する。	亀井接骨鍼灸治療院 亀井 啓

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

就業規則第54条第1項で「各種の講習会に参加させる」、同第2項では「正当な理由がなくこれを拒んではならない」と規定し、積極的に研修会、学術大会に参加し、資質の向上に務める。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名：	「第6回日本伝統医療看護連携学会学術大会」	連携企業等：	日本伝統医療看護連携学会
期間：	令和6年10月12日(土)	対象：	専任教員
内容	「Holistic Care through Traditional Medicine～伝統医学によるホリスティック・ケア～」をテーマとした教員の研修会		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名：	「第66回教員研修会」	連携企業等：	全国柔道整復学校協会
期間：	令和6年9月21日(土)～22日(日)	対象：	専任教員
内容	『教育の質の保証・向上に向けた教員の資質向上』をテーマとした教員の研修会		

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名：	「第7回日本伝統医療看護連携学会学術大会」	連携企業等：	日本伝統医療看護連携学会
期間：	令和7年11月22日(土)	対象：	専任教員
内容	「スポーツ・介護分野における多種連携の現状と可能性」をテーマとした教員の研修会		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名：	「第67回教員研修会」	連携企業等：	全国柔道整復学校協会
期間：	令和7年9月27日(土)～28日(日)	対象：	専任教員
内容	『柔道整復の新時代へ』をテーマとした教員の研修会		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

学校の教育理念・目標に照らした教育活動について、「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき学校自己評価報告書を作成し、学校関係者評価委員会に本報告書を提出・説明し、自己評価の結果を基本として同委員会から評価を受けて学校評価報告書を作成する。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	学校の理念・目的・育成人材像・職業教育・将来構想
(2)学校運営	運営方針・事業計画・運営組織や意志決定機能・コンプライアンス体制
(3)教育活動	カリキュラムの編成方針と教育理念・教育目標・資格試験の指導体制
(4)学修成果	就職率・資格取得率・退学率
(5)学生支援	進路・就職・学生相談・課外活動・生活支援・保護者との連携
(6)教育環境	施設・設備・学内外の実習施設、研修・防災
(7)学生の受入れ募集	学生募集活動・学納金
(8)財務	財務基盤・予算・収支計画・会計監査
(9)法令等の遵守	法令、専門学校設置基準等の遵守と適性な運営・個人情報の保護
(10)社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献活動、ボランティア活動、公開講座、教育訓練
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校関係評価結果は分析検討し、短期的に行えるものは改善し、財政的に負担となるものは中長期的に計画を立て行っている。学生の学力低下に関する意見を反映し、補習授業の増加、弱点科目の分析、成績不良者への個別指導などを行った。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和7年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
吉村 敏之	宮城教育大学大学院教授	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日(2年間)	高等学校 関係
宗形 明子	昭和59年鍼灸指圧科卒業 薬剤師	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日(2年間)	卒業者 関係
押切 悦男	税理士	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日(2年間)	学識経験 者
高橋 貞夫	元会社役員	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日(2年間)	地域関係
原田 淳	原田整骨院 院長	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日(2年間)	保護者 関係

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) 広報誌等の刊行物 ・ その他() ()

URL: URL: <http://www.akamon.ac.jp/>

公表時期: 令和7年9月1日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学生便覧(学則、諸規程、諸規程の解説、学年暦、学校組織図、主要教員名簿等を記載)及び留意事項等を提供して教育目標に協力してもらう。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校の教育・人材育成の目標、指導計画、経営方針
(2)各学科等の教育	入学者数、収容定員、在校生数、カリキュラム、進級・卒業要件
(3)教職員	教職員数、組織、教員の専門性
(4)キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育への取組、実習実技等の取組、就職支援
(5)様々な教育活動・教育環境	学校行事、課外活動
(6)学生の生活支援	中途退学、心身の健康、留学生支援、障害者支援
(7)学生納付金・修学支援	金額、納入時期、経済的支援措置
(8)学校の財務	事業報告、貸借対照表、収支計算書、監査報告書
(9)学校評価	自己評価・学校関係者評価、改善方策
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ) 広報誌等の刊行物 ・ その他() ()

URL: URL: <http://www.akamon.ac.jp/>

公表時期: 令和7年9月1日

授業科目等の概要

(医療専門課程 柔道整復医療科) 令和7年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			心理学	人間の環境適応について心理的に解決する理論を学習する。(性格テスト、臨床心理、社会心理、心理学の諸問題)	2・通	60	4	○			○			○	
○			社会学	現代社会学の諸問題について学習する。	2・通	60	4	○			○			○	
○			自然科学概論	自然科学の発展の諸問題を学習する。	1・前	30	2	○			○			○	
○			英語	英語の読解、英文法、医学専門用語について学習する。	1・通	60	4	○			○			○	
○			解剖学Ⅰ	人体の脈管系、神経系、感覚器系の構造について学習する。	1・通	60	2	○			○			○	
○			解剖学Ⅱ	人体の運動器系(筋・骨・関節)の構造について学習する。	1・通	60	2	○			○		○		
○			解剖学Ⅲ	人体の内臓系の構造、内分泌系について学習する。	1・通	60	2	○			○			○	
○			生理学Ⅰ	人体の機能のうち、生理学基礎、血液、循環、呼吸、消化と吸収、栄養と代謝、体温とその調節、尿、内分泌系、骨について学習する。	1・通	60	2	○			○			○	
○			生理学Ⅱ	人体の機能のうち、生殖、体液、神経、筋肉、感覚、運動について学習する。	1・通	60	2	○			○			○	
○			生理学Ⅲ	人体の基礎的な生理学、高齢者、競技者の生理学特徴や変化を学習する。	2・前	30	2	○			○			○	
○			病理学概論	細胞、組織レベルの形態変化を理解し、各疾病の原因や本態を学ぶ。	2・通	60	2	○			○			○	
○			運動学	柔道整復の臨床に必要な身体の構造的・機能的運動、運動に関する原理・理論について学習する。	2・通	60	2	○			○			○	

○		衛生学・公衆衛生学	疾病の予防と健康の保持・増進に影響を与える要因について学習する。	1・通	60	2	○			○			○	
○		一般臨床医学Ⅰ	診察の意義、進め方、心構え、記録、全身各部位の診察法と病態について学習する。	2・通	60	2	○			○		○	○	
○		一般臨床医学Ⅱ	主な疾患の特徴、原因、診断、治療法等の知識について学習する。	2・通	60	2	○			○			○	
○		外科学概論	柔道整復師に必要な外科学の基礎的知識、日常の臨床に必要な外科疾患について学習する。	3・通	60	2	○			○			○	
○		整形外科学	柔道整復師に必要な整形外科の基礎的知識、日常の臨床に必要な整形外科疾患について学習する。	3・通	60	2	○			○			○	
○		リハビリテーション医学	柔道整復師として必要なリハビリテーションの知識や治療技術の習得を目標とする。	3・通	60	2	○			○			○	
○		臨床鑑別診断学	適切な治療を行うため、柔道整復が適応されるか否かの鑑別力を養う。	3・前	30	2	○			○			○	
○		医療概論	医学の歴史、現代における医療制度、医療人としての職業倫理や社会的責任を理解する。	2・後	30	2	○			○			○	
○		関係法規	柔道整復師の法令および医療に関する法令等を学習する。	3・通	60	2	○			○			○	
○		柔道Ⅰ	柔道整復術の起源となる柔道（殺法・活法）の歴史を学び、礼法や形の基本動作を学ぶ。	1・通	60	2			○	○			○	
○		柔道Ⅱ	柔道の形や礼法、技の稽古を通し、社会人としての礼節を学ぶ。	2・通	60	2			○	○			○	
○		柔道Ⅲ	伝統文化である柔道の学習を通じて社会性、安全性、個人的な基礎的身体能力を向上さ、初段を取得する。	3・通	35	1			○	○			○	
○		社会保障制度	社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療・公衆衛生の仕組みや基本的内容を学ぶ。	2・半	15	1	○			○			○	
○		柔道整復基礎理論Ⅰ	柔道整復術の歴史と基礎理論（骨折・脱臼）、基本包帯法について学習する。	1・通	60	4	△	○		○		○		
○		柔道整復基礎理論Ⅱ	柔道整復術・学の基礎理論（軟部組織損傷）、顔面、頭部、脊椎の骨折、脱臼について学習する。	1・通	60	4	△	○		○		○		
○		柔道整復基礎理論Ⅲ	柔道整復術・学における評価ならびに基礎的な治療方法を学習する。	1・通	60	4	△	○		○		○		

○		柔道整復応用理論Ⅰ	上肢の各骨折における発生機序、症状、整復法、固定法を習得する。	2・通	60	2	△	○		○		○		○
○		柔道整復応用理論Ⅱ	上肢の各脱臼における発生機序、症状、整復法、固定法を習得する。	2・通	60	2	△	○		○			○	
○		柔道整復応用理論Ⅲ	下肢の各骨折・脱臼における発生機序、症状、整復法、固定法を習得する。	2・通	60	2	△	○		○			○	
○		柔道整復応用理論Ⅳ	柔道整復術に必要な身体構造、外傷発生のメカニズムを学習する。	2・通	60	2	△	○		○			○	
○		柔道整復臨床理論Ⅰ	柔道整復の臨床に必要な身体の機能構造についての知識、応用力を身につける。	3・通	60	2	△	○		○		○		
○		柔道整復臨床理論Ⅱ	柔道整復の臨床に必要な傷病の発生とメカニズムについての知識、応用力を学習する。	3・通	60	2	△	○		○		○		
○		柔道整復臨床理論Ⅲ	柔道整復の臨床に必要な病態や運動構造についての知識、応用力について学習する。	3・通	60	2	△	○		○		○	○	
○		柔道整復臨床理論Ⅳ	柔道整復における日常の臨床で多く見られる症状に対する鑑別力を向上させる。	3・通	60	2	△	○		○		○	○	
○		柔道整復臨床理論Ⅴ	柔道整復の臨床に必要な画像の読解力、施術に使用する物理療法機器の特性や使い方を学ぶ。	3・通	60	4	△	○		○			○	
○		柔道整復基礎実技Ⅰ	軟部組織における損傷の発生機序、症状、鑑別法、治療法を習得する。	1・通	60	2				○	○		○	
○		柔道整復基礎実技Ⅱ	解剖学・生理学の知識を基に後療法を実践できるための基礎を学ぶ。（臨床実習前施術試験を実施する。）	1・通	60	2				○	○		○	
○		柔道整復応用実技Ⅰ	各骨折と軟部組織損傷に対する診察、鑑別診断、整復法、固定法を習得する。	3・通	60	2				○	○		○	○
○		柔道整復応用実技Ⅱ	各脱臼と軟部組織損傷に対する診察、鑑別診断、整復法、固定法を習得する。	3・通	60	2				○	○		○	
○		柔道整復応用実技Ⅲ	スポーツ外傷に対する発生メカニズム、診察、鑑別診断、各種治療法を習得する。	3・通	60	2				○	○		○	
○		柔道整復臨床実技Ⅰ	機能訓練に必要な知識と技術、頻度の高い外傷に対する鑑別力、治療技術を習得する。	3・通	60	2				○	○			○
○		柔道整復臨床実技Ⅱ	日常の臨床現場で多くみられる各種外傷に応じた鑑別法や治療技術を習得する。	3・通	60	2				○	○		○	

○		手技療法Ⅰ	柔道整復術における治療方法の基礎的な知識、実技を習得する。	1・通	60	2			○	○			○	
○		手技療法Ⅱ	柔道整復の臨床に必要な各種治療技術を習得する。	2・通	60	2			○	○		○		
○		臨床実習Ⅰ	医療人としての倫理観、素養を学び、臨床実習を通して臨床に必要な知識、技術を習得する。	1・後	45	1			○	○		○		
○		臨床実習Ⅱ	柔道整復師が対応する基本的な外傷に対し、外傷に対する知識、患者への対応力、鑑別力、基本的な治療技術を習得する。	2・通	90	2			○	○		○		
○		臨床実習Ⅲ	付属臨床所に実習施設において、診察、治療の基本的な臨床能力を修得する。施術者としての責任・自覚を養う。保険の仕組みについて学ぶ。	2・通	90	2			○	○		○		
○		臨床実習Ⅳ	付属臨床所に実習施設において、患者への適切な対応と総合的な臨床能力を修得する。施術者としての責任・自覚を養う。	3・前	45	1			○	○		○		
合計			50科目	2750単位時間(108単位)										

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
第1学年、第2学年及び第3学年を修了したとき当該学年の授業科目の単位を認定し進級・卒業させる。所定科目をすべて履修した者について卒業を認定する。		1 学年の学期区分	2期
		1 学期の授業期間	15週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。